

令和4年5月

# 伊那市議会臨時会議案書

令和4年5月10日

## 令和4年5月伊那市議会臨時会議案目次

議案第1号	専決処分の承認を求めることについて……………	3
議案第2号	専決処分の承認を求めることについて……………	13
議案第3号	専決処分の承認を求めることについて……………	16
議案第4号	教育委員会委員の任命について……………	18
議案第5号	監査委員の選任について……………	21
議案第6号	公平委員会委員の選任について……………	25
議案第7号	財産（土地）の取得について……………	27
議案第8号	財産（建物）の取得について……………	29
議案第9号	請負契約の締結について……………	31

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 5 月 10 日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）の施行等に伴い、伊那市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

専 決 処 分 書

伊那市税条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

伊那市長 白 鳥 孝

伊那市税条例等の一部を改正する条例

(伊那市税条例の一部改正)

第1条 伊那市税条例(平成18年伊那市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第18条の4第1項中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限

る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))をいう。第2号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第53条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第73条の2第1項中「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。))」を加え、「閲覧の手数料」を「閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数料」に改める。

第73条の3第1項中「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。))」を、「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。))」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第8項中

「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第14項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第15項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第16項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第17項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第18項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同条中第20項を第21項とし、第19項を第20項とし、第18項の次に次の1項を加える。

19 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の3第8項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第10項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第19条の9第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第

36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第19条の10第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第19条の10第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第25条を削る。

（伊那市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 伊那市税条例等の一部を改正する条例（令和3年伊那市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、伊那市税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第3項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

（伊那市都市計画税条例の一部改正）

第3条 伊那市都市計画税条例（平成18年伊那市条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 4 2 項」を「附則第 15 条第 3 9 項」に改める。

附則第 19 項を附則第 20 項とし、附則第 15 項から附則第 18 項までを 1 項ずつ繰り下げる。

附則第 14 項中「第 15 項から第 19 項まで、第 21 項、第 22 項、第 26 項、第 29 項、第 33 項から第 35 項まで、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項若しくは第 43 項」を「第 14 項から第 18 項まで、第 20 項、第 21 項、第 25 項、第 28 項、第 32 項から第 36 項まで、第 39 項、第 40 項若しくは第 44 項」に改め、同項を附則第 15 項とする。

附則第 13 項中「附則第 7 項及び第 9 項」を「附則第 8 項及び第 10 項」に、「附則第 7 項及び第 10 項」を「附則第 8 項及び第 11 項」に、「第 10 項及び第 11 項」を「第 9 項、第 11 項及び第 12 項」に、「附則第 10 項から前項まで」を「附則第 11 項から前項まで」に、「前項の「前年度分の」を「同項の「前年度分の」に改め、同項を附則第 14 項とする。

附則第 12 項を附則第 13 項とする。

附則第 11 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 12 項とする。

附則第 10 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 11 項とする。

附則第 9 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 10 項とする。

附則第 8 項を附則第 9 項とする。

附則第 7 項中「100 分の 5」の次に「（商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあっては、100 分の 2.5）」を加え、同項を附則第 8 項とする。

附則第 6 項を附則第 7 項とし、附則第 5 項の次に次の 1 項を加える。

（法附則第 15 条第 4 4 項の条例で定める割合）

6 法附則第 15 条第 4 4 項に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

(伊那市国民健康保険税条例の一部改正)

第4条 伊那市国民健康保険税条例(平成18年伊那市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第23条中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附則第2項中「同条中」を「同項中」に改める。

附則第18項中「令和3年度」を「令和4年度」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中伊那市税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第25条を削る改正規定並びに第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中伊那市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに第53条の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第19条の9第4項並びに第19条の10第4項及び第6項の改正規定並びに第2条(伊那市税条例等の一部を改正する条例(令和3年伊那市条例第14号)附則第2条第3項の改正規定に限る。)の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中伊那市税条例第18条の4第1項の改正規定、同条例第73条の2第1項の改正規定(「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える部分を除く。)及び同条例第73条の3第1項の改正規定(「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える部分を除く。)並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定 民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の伊那市税条例第18条の4第1項

(地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の伊那市税条例(以下「新条例」という。)第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の伊那市税条例(次項において「旧条例」という。)第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の伊那市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の伊那市税条例第73条の2第1項(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧について適用する。

4 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の伊那市税条例第73条の3第1項(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 第3条の規定による改正後の伊那市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第6条 第4条の規定による改正後の伊那市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 5 月 10 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

伊那市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（令和 4 年伊那市条例第 20 号）に附則を追加するため、伊那市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

専 決 処 分 書

伊那市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

伊那市長 白鳥 孝

伊那市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

伊那市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（令和 4 年伊那市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「施行の日」の次に「（次項において「施行日」という。）」を加え、同項の次に次の 1 項を加える。

3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 40 号）附則第 70 条第 1 項及び第 71 条第 1 項に規定する申込みに係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 5 月 10 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

専 決 処 分 書

令和3年度伊那市一般会計第14回補正予算を、別冊のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

伊那市長 白 鳥 孝

## 教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらる。

## 記

氏名	生年月日	住所	備考
北原 秀樹	昭和25年8月7日	長野県伊那市高遠町長藤6446番地	再任

令和4年5月10日提出

伊那市長 白鳥 孝

## （提案理由）

北原秀樹委員が令和4年5月16日付けで任期満了となることに伴い、上記の者を教育委員会の委員に任命したいので、提案するものであります。

なお、委員の任期は4年、略歴は別紙のとおりであります。

# 略 歴

きた はら ひで き  
北 原 秀 樹

昭和 25 年 8 月 7 日生 (満 71 歳)

本 籍 長野県伊那市高遠町長藤 6 4 4 6 番地

住 所 長野県伊那市高遠町長藤 6 4 4 6 番地

政 党 無 所 属

## 最 終 学 歴

昭和 48 年 3 月 信州大学教育学部卒業

## 職 歴

自	昭和 48 年	4 月	長野県内小中学校教諭
至	平成 8 年	3 月	
自	平成 8 年	4 月	上田教育事務所学校教育課指導主事
至	平成 10 年	3 月	
自	平成 10 年	4 月	松本教育事務所学校教育課指導主事
至	平成 11 年	3 月	
自	平成 11 年	4 月	信州大学教育学部附属長野中学校教頭
至	平成 13 年	3 月	
自	平成 13 年	4 月	伊那教育事務所学校教育課主任指導主事
至	平成 16 年	3 月	
自	平成 16 年	4 月	長野県教育委員会義務教育課主幹指導主事
至	平成 18 年	3 月	
自	平成 18 年	4 月	箕輪町立箕輪中学校校長
至	平成 23 年	3 月	
自	平成 23 年	4 月	伊那市教育委員会学校教育課指導主事
至	平成 26 年	3 月	

## 公 職 歴

自	平成 22 年	4 月	上伊那小中学校校長会会長
至	平成 23 年	3 月	

自	平成 2 6 年	5 月	伊那市教育委員会教育長
至	平成 3 0 年	5 月	
自	平成 2 6 年	5 月	伊那市教育委員会委員
至	現	在	

## 監査委員の選任について

下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

## 記

氏 名	生 年 月 日	住 所	選出区分	備考
北 原 藤 重	昭和 29 年 9 月 29 日	長野県伊那市高遠町山室 900 番地	識見を有する者	再任
池 上 忍	昭和 31 年 2 月 24 日	長野県伊那市西春近 785 番地	識見を有する者	新任

令和 4 年 5 月 10 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

## （提案理由）

登内正史委員及び北原藤重委員が令和 4 年 5 月 16 日付けで任期満了となることに伴い、上記の者を監査委員会の委員に選任したいので、提案するものであります。

なお、委員の任期は 4 年、略歴は別紙のとおりであります。

# 略 歴

きた はら とう じゅう  
北 原 藤 重

昭和29年9月29日生（満67歳）

本 籍 長野県伊那市高遠町山室900番地  
住 所 長野県伊那市高遠町山室900番地

## 最 終 学 歴

昭和48年 3月 長野県高遠高等学校卒業

## 職 歴

自	昭和48年	4月	関東信越国税局職員（伊那税務署ほか）
至	平成18年	6月	
自	平成18年	7月	関東信越国税局職員（課税第二部）
至	平成20年	7月	
自	平成20年	7月	伊那税務署法人課税第一部門統括官・管理運営第一部門統括官
至	平成24年	7月	
自	平成24年	7月	長野税務署管理運営第一部門統括官
至	平成25年	7月	
自	平成25年	7月	松本税務署特別国税調査官
至	平成27年	7月	
自	平成27年	10月	税理士
至	現	在	

## 公 職 歴

自	昭和61年	4月	高遠町公民館三義分館主事
至	昭和63年	3月	
自	平成9年	4月	高遠北小学校PTA副会長
至	平成10年	3月	
自	平成10年	4月	高遠北小学校PTA会長
至	平成11年	3月	

自	平成 28 年	4 月	伊那市消防団長藤分団副分団長
至	平成 29 年	3 月	
自	平成 29 年	4 月	伊那市消防団長藤分団分団長
至	平成 30 年	3 月	
自	平成 30 年	5 月	伊那市監査委員
至	現	在	

# 略 歴

いけ がみ しのぶ  
池 上 忍

昭和 3 1 年 2 月 2 4 日生 (満 6 6 歳)

本 籍 長野県伊那市西春近 7 8 6 番地

住 所 長野県伊那市西春近 7 8 5 番地

## 最 終 学 歴

昭和 4 9 年 3 月 長野県上伊那農業高等学校卒業

## 職 歴

自	昭和 4 9 年	4 月	伊那市職員
至	平成 1 7 年	3 月	
自	平成 1 7 年	4 月	伊那市総務部総務課長
至	平成 2 2 年	3 月	
自	平成 2 2 年	4 月	伊那市長谷総合支所次長
至	平成 2 5 年	3 月	
自	平成 2 5 年	4 月	伊那市議会事務局長
至	平成 2 8 年	3 月	
自	平成 2 8 年	4 月	伊那市職員
至	平成 3 0 年	3 月	

## 公 職 歴

自	平成 3 1 年	4 月	伊那市少年補導委員
至	令和 3 年	3 月	
自	令和 2 年	4 月	伊那市行政改革審議会委員
至	令和 4 年	3 月	
自	令和 2 年	4 月	西春近北小学校学校評議員
至	令和 4 年	3 月	

## 公平委員会委員の選任について

下記の者を公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

## 記

氏名	生年月日	住所	備考
伊藤 俊規	昭和23年5月15日	長野県伊那市高遠町藤澤6006番地	再任

令和4年5月10日提出

伊那市長 白鳥 孝

## （提案理由）

伊藤俊規委員が令和4年5月16日付けで任期満了となることに伴い、上記の者を公平委員会の委員に選任したいので、提案するものであります。

なお、委員の任期は4年、略歴は別紙のとおりであります。

# 略 歴

い とう とし のり  
伊 藤 俊 規

昭和 23 年 5 月 15 日生 (満 73 歳)

本 籍 長野県伊那市高遠町藤澤 6006 番地

住 所 長野県伊那市高遠町藤澤 6006 番地

政 党 無所属

## 最 終 学 歴

昭和 42 年 3 月 長野県伊那北高等学校卒業

## 職 歴

自	昭和 42 年	4 月	高遠町職員
至	平成 12 年	12 月	
自	平成 12 年	12 月	高遠町助役
至	平成 18 年	3 月	
自	平成 18 年	5 月	伊那市総務部特命参事
至	平成 19 年	3 月	
自	平成 20 年	5 月	高遠町地域自治区長
至	平成 26 年	5 月	

## 公 職 歴

自	平成 20 年	4 月	財団法人伊那市振興公社理事
至	平成 25 年	3 月	
自	平成 30 年	5 月	伊那市公平委員
至	現	在	

財産（土地）の取得について

下記のとおり財産（土地）を取得することについて、伊那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年伊那市条例第47号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

1	地番	伊那市西箕輪2148番216	ほか18筆 (別記のとおり)
2	地目	畑及び山林	
3	地積	31,874.47平方メートル	
4	取得予定価格	106,021,691円	
5	相手方	[REDACTED] [REDACTED] ほか14人 (別記のとおり)	

令和4年5月10日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

伊那インター工業団地の拡張用地として取得するため、提案するものであります。



財産（建物）の取得について

下記のとおり財産（建物）を取得することについて、伊那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 47 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- |   |          |  |
|---|----------|--|
| 1 | 取得する建物   |  |
|   | (1) 所在地  | 伊那市長谷黒河内 3 2 1 1 番地 1  |
|   | (2) 構造規模 | 木造 2 階建て<br>180.60 平方メートル  |
|   | (3) その他  | 附属建物<br>4.32 平方メートル  |
| 2 | 取得予定価格   | 75,000,000 円   |
| 3 | 相手方      | <br> ほか 2 人<br>(別記のとおり) |

令和 4 年 5 月 10 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

山荘を取得するため、提案するものであります。



請負契約の締結について

産学官連携拠点施設建設建築工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、伊那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年伊那市条例第47号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的  | 産学官連携拠点施設建設建築工事                                |
| 2 | 契約の方法  | 一般競争入札による契約                                    |
| 3 | 契約金額   | 503,800,000円<br>(内消費税 45,800,000円)             |
| 4 | 契約の相手方 | 伊那市上牧6474番地<br>宮下・池田特定建設工事共同企業体<br>代表構成員 宮下 金俊 |

令和4年5月10日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

産学官連携拠点施設建設工事のうち、建築工事の請負契約を締結するため、提案するものであります。